

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

人事異動	○ 三重県教育委員会委員の異動について	教育総務課	1頁
お知らせ	○ 現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例	福利・給与課	1頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	教職員課	4頁

人 事 異 動

任期満了に伴い、次のとおり三重県教育委員会委員の異動がありました。

令和3年12月27日

三重県教育委員会

就任 富樫 健二
任期 令和3年12月24日から令和7年12月23日まで

退任 森脇 健夫
退任年月日 令和3年12月23日まで

お 知 ら せ

令和3年12月27日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十八号

現業職員に係る規定の整理に伴う関係条例の整備に関する条例

(略)

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。	(定義) 第二条 この条例において公立学校職員(以下「職員」という。)とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常時勤務に服するもの及び地公法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。

一 県立の高等学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、技術職員その他の職員

二 県立の特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員その他の職員

三・四 (略)

2 (略)

(単身赴任手当)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)又は一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

一 県立の高等学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、事務職員、技術職員その他の職員(県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号、以下「現業職員条例」という。)の適用を受ける職員を除く。)

二 県立の特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員その他の職員(現業職員条例の適用を受ける職員を除く。)

三・四 (略)

2 (略)

(単身赴任手当)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)、現業職員条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)若しくは病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、特定地方独立行政法人の職員等(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下この項において「特定地方独立行政法人」という。)の職員及び県が設立する特定地方独立行政法人の役員をいう。)又は一般地方独立行政法人等職員等(公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員及び同条例第八条の二第一項に規定する県設立一般地方独立行政法人の役員をいう。)であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 (略)

附 則

1 ～ 15 (略)

(新たに給料表の適用を受けることとなつた職員に

- 関する経過措置)
- 16 平成二十九年十月一日（以下この項から附則第十八項までにおいて「給料表適用日」という。）に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員（給料表適用日の前日において、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は現業職員条例の適用を受けていた者に限る。次項及び附則第十八項において同じ。）で、その者の受ける給料月額（教職調整額を含む。以下この項において同じ。）が給料表適用日の前日において受けていた給料月額に相当する額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 17 給料表適用日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 18 給料表適用日の翌日以後に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第四条 職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。）第二条及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。）第二条に定める者をいう。</p> <p>二 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第一条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例（昭和三十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。）第二条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。）第二条、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号）第一条及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）第一条に定める者をいう。</p> <p>二 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>

（略）

（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止）

第六条 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号）は、

廃止する。

(略)

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第十条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)第二条に規定する職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和三十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和三十四年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和三十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者(以下この号において「職員の勤務時間条例第二条職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 職員の勤務時間条例第二条職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第十三条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該年の前年において職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第一号)第二条に規定する職員、地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和三十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員、特別職に属する地方公務員、三重県以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和三十四年法律第二百二十四号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和三十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する土地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものを使用される者(以下この号において「職員の勤務時間条例第二条職員等」という。)であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他規則で定める職員 職員の勤務時間条例第二条職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>2・3 (略)</p>

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和三年十二月二十七日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第五十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日の振替等)</p> <p>第六条 県委員会は、職員に第四条第一項、前条又は第八条の三の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第四条第二項、前条又は第八条の三の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第八条 県委員会は、第三条から第六条まで及び第八条の三に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命じることができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 義務教育諸学校等の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。第八条の三及び第八条の四において同じ。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針(以下「指針」という。)に基づき、当該教育職員の服務監督を行う教育委員会(以下「服務監督教育委員会」という。)の定めるところにより行うものとする。</p> <p>第八条の二 (略)</p> <p>(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)</p> <p>第八条の三 服務監督教育委員会は、その服務を監督する義務教育諸学校等の教育職員のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある者については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により服務監督教育委員会が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該</p>	<p>(週休日の振替等)</p> <p>第六条 県委員会は、職員に第四条第一項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第四条第二項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち勤務日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第八条 県委員会は、第三条から第六条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命じることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命じることができる。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 義務教育諸学校等の教育職員(給与条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、当該教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づき、当該教育職員の服務監督を行う教育委員会の定めるところにより行うものとする。</p> <p>第八条の二 (略)</p>

教育職員の週休日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第三条及び第四条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第一項の規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第一項の規定による週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲

二 対象期間

三 前号の対象期間の起算日

四 第二号の対象期間を設定することができる期間の範囲

五 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。）

六 前号の特定期間の起算日

七 対象期間における勤務日（勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。）及び当該勤務日ごとの勤務時間（次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間）

4 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間を割り振る方法によることができる。

5 服務監督教育委員会は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前項の区分による各期間のうち最初の期間を除く各

期間における勤務日の数及び総勤務時間について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日及び当該総勤務時間を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 服務監督教育委員会は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則（令和二年文部科学省令第二十六号）第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずるものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第八条の四 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずることができなくなつた時点の日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた時点の日以降において四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命じられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された

勤務することを要しない時間における勤務は第八条第三項の時間外勤務とみなし、当該時間に勤務することを教育職員に命ずる場合は、同条第四項各号に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料の支給方法)	(給料の支給方法)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2、5 (略)	2、5 (略)
6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第四条第一項、第五条、第六条及び第八条の三の規定に基づき週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。	6 第三項又は第四項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づき週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
7 (略)	7 (略)
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
第二十二條の三 (略)	第二十二條の三 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第一項及び第二項において、「週休日」とは、勤務時間条例第四条第一項、第五条、第六条及び第八条の三の規定に基づき週休日をいい、「休日」とは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等をいう。	4 第一項及び第二項において、「週休日」とは、勤務時間条例第四条第一項、第五条及び第六条に規定する日をいい、「休日」とは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等をいう。
5 (略)	5 (略)

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

- 4 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和三十九年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員団体のための職員の行為の制限の特例)	(職員団体のための職員の行為の制限の特例)
第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。	第二条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。
一、三 (略)	一、三 (略)
四 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第八条の四の規定に基づき指定された勤務することを要しない時間（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）	

発 行

津市広明町13番地

三重県教育委員会